

男鹿市告示第36号

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年男鹿市告示第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚世帯 <u>令和8年1月1日から令和9年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。</p> <p>(2) 住居費 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日</u>までの間（以下「事業期間」という。）において、婚姻を機に新たに住居を購入（婚姻日以前1年以内の購入を含む。）又は賃借する際に要した費用で、住居の購</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚世帯 <u>令和7年1月1日から令和8年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。</p> <p>(2) 住居費 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間（以下「事業期間」という。）において、婚姻を機に新たに住居を購入（婚姻日以前1年以内の購入を含む。）又は賃借する際に要した費用で、住居の購</p>

改正後	改正前
<p>入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除くものとする。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p><u>(5) 講座受講等 国、地方公共団体、医療機関又は民間事業者等が実施する、次のいずれかに該当する講座等の受講、動画の視聴及び相談であって、申請年度に実施したものをいう（オンラインによるものを含む）。</u></p> <p><u>ア ライフデザイン支援に関するもの</u></p> <p><u>イ プレコンセプションケアに関するもの</u></p> <p><u>ウ 妊娠又は出産に関する相談</u></p> <p><u>エ 家事又は育児の分担に関するもの</u></p> <p>(補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 夫婦の双方が、講座受講等を行っていること。ただし、家事又は育児の分担に関するものについては、その内容や参加対象者を踏まえ、市長が認めるときは、夫婦のいずれか一方の受講等をもって要件を満たすものとする。なお、自治体側の事情により</u></p>	<p>入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除くものとする。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>講座等の準備が間に合わない場合や、申請の時期等により当該年度内に講座受講等を完了することが困難であると市長が認める場合は、講座受講等の予約又は誓約をもって要件を満たすものとする。</u></p> <p>2 前項第6号の規定にかかわらず、<u>令和7年度又は令和8年度</u>にこの制度に基づく補助金を受けた世帯のうち、請求額が上限に満たなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）については、補助金の交付を受けることができるものとする。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p><u>(11) 講座受講等に関する申告書兼誓約書（様式第3号）</u></p> <p><u>(12) （略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付決</p>	<p>2 前項第6号の規定にかかわらず、<u>令和6年度又は令和7年度</u>にこの制度に基づく補助金を受けた世帯のうち、請求額が上限に満たなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）については、補助金の交付を受けることができるものとする。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p><u>(11) （略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付決</p>

改正後	改正前
<p>定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>（申請事項の変更及び承認）</p> <p>第6条 前条第3項により補助金の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに男鹿市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、男鹿市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。</p> <p>（補助金の請求及び交付）</p> <p>第7条 補助対象者は、第5条第3項又は前条第2項の通知書に基づき、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第7号）に申請書又は変更申請書による事業内訳に係る経費を支払ったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>附 則</p>	<p>定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>（申請事項の変更及び承認）</p> <p>第6条 前条第3項により補助金の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに男鹿市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、男鹿市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。</p> <p>（補助金の請求及び交付）</p> <p>第7条 補助対象者は、第5条第3項又は前条第2項の通知書に基づき、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に申請書又は変更申請書による事業内訳に係る経費を支払ったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

改正後

改正前

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

講座受講等に関する申告書兼誓約書

年 月 日

男鹿市長 様

(申請者)

住所 〒
氏名
電話番号

男鹿市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第3条第1項第8号に規定する講座受講等について、以下のとおり申告及び誓約します。

1. 該当する要件
要件となっている下記の講座等のうち、該当する項目の□に一つ以上チェックを入れてください。

講座等の内容	申請者	配偶者
ア ライフデザイン支援に関するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ プレコンセプションケアに関するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ウ 妊娠又は出産に関する相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エ 家事又は育児の分担に関するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注意事項)

- 夫婦双方が講座受講等を行っている必要があります。
ただし、「エ 家事又は育児の分担に関するもの」のみその内容や参加対象者を踏まえ、市長が認めるときは、夫婦のいずれか一方の受講で要件を満たします。
- 講座受講等はオンラインでも可能です。

改正後

改正前

2. 受講・実施の状況

現在の受講・実施状況について、該当する項目の□にチェックを入れてください。

講座等を受講、又は実施済み

実施日：【申請者】令和 年 月 日

【配偶者】令和 年 月 日

名称・主催者等：

【申請者】()

【配偶者】()

(例：秋田県「ライフデザインセミナー」オンライン動画視聴
○○社主催「家事・育児セミナー」等)

(注意事項)

- 1 講座受講等は申請年度内に行ったものに限られます。
- 2 受講修了証や領収書、受講時の配布資料など、受講・実施が確認できる書類の写しを添付してください(証明書類が発行されない場合や添付が困難な場合は、受講内容等の聞き取りを行う場合があります)。

講座等を受講予定、又は実施予定

受講・実施予定時期：【申請者】令和 年 月頃

【配偶者】令和 年 月頃

名称・主催者等：

【申請者】()

【配偶者】()

(確認事項) 下記の事項を確認後、□にチェックを入れてください。

- やむを得ない事情^(※)により受講できていませんが、後日必ず受講・実施することを誓約します。
- 虚偽の申告があった場合は、補助金の交付決定が取り消され、返還を求められる場合があることを確認しました。

※ 自治体側の事情により講座等の準備が間に合わない場合や、申請があった時期を踏まえ令和8年度中に受講が完了することが難しいと市長が判断した場合

改正後	改正前
<u>様式第4号</u> （第5条関係） <u>様式第5号</u> （第6条関係） <u>様式第6号</u> （第6条関係） <u>様式第7号</u> （第7条関係）	<u>様式第3号</u> （第5条関係） <u>様式第4号</u> （第6条関係） <u>様式第5号</u> （第6条関係） <u>様式第6号</u> （第7条関係）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。